

奈良県広域水道企業団公告式条例をここに公布する。

令和6年11月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第1号

奈良県広域水道企業団公告式条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項及び第5項の規定に基づき、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）の条例の公布等に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に企業長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、企業団の公報に登載してこれを行う。ただし、天災事変その他特別の事由により公報に登載して公布することができないときは、企業団の掲示板に掲示して、これに代えることができる。

(規則の公布)

第3条 企業長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び企業長名を記入しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規則について準用する。

(規程の公表)

第4条 前条第1項の規則を除くほか、企業長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び企業長名を記入しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。

(その他の規程の公表)

第5条 前条の規定は、企業団の機関（企業長を除く。）の定める規則その他の規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「企業長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。

(公報の発行)

第6条 公報は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。）により不特定多数の者が公報に登載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって規則で定めるものをとる方法により発行するものとする。

2 前項に規定する方法による公報の発行は、公報に登載すべき事項を企業団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記

録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に企業団の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となった時に行われたものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、事故その他特別の事由により、同項に規定する方法により公報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、これに代えて書面をもって公報を発行することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。